

富士見市告示第68号

富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付事業実施要綱を別紙のとおり定める。

令和3年3月10日

富士見市長 星野光弘

富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下で、最大限の感染症対策を継続的に行いながら従事している市内の介護保険施設等の従事者に対し、心身に相当程度の負担がかかっていることへの慰労として、予算の範囲内において介護保険施設等従事者慰労金（以下「慰労金」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に存する介護保険施設等であって、別表に掲げるものをいう。
- (2) 従事者等 事業所等に勤務している者（派遣労働者のほか、業務委託者の労働者として事業所等に勤務している者を含む。）をいう。

(給付対象者)

第3条 慰労金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす従事者等とする。

- (1) 令和3年1月8日から令和3年3月31日まで（以下「対象期間」という。）の間、継続して事業所等の従事者等であること。
- (2) 対象期間中に通算して10日以上勤務していること。

(慰労金の額等)

第4条 給付する慰労金の額は、給付対象者1人につき3万円とする。

2 慰労金は、給付対象者1人につき1回に限り給付する。

(給付申請等)

第5条 慰労金の給付を受けようとする者は、令和3年4月1日から同年6月30日までの間に富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(給付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査

し、慰労金の給付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により慰労金の給付の可否を決定したときは、速やかに当該申請を行った者に対し、富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付決定・却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対し、当該慰労金の返還を求めるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年3月11日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

サービスの種別	事業所等の種別
訪問系サービス事業所	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所
通所系サービス事業所	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所
その他の事業所等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅

様式第1号（第5条関係）

富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者 住 所
氏 名

富士見市介護保険施設等従事者慰労金の給付を受けたいので、富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 _____円

2 振込口座

銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号				
金融機関コード	店舗コード	1 普通預金					
		2 当座預金					
		3 その他					
フリガナ							
口座名義人							

※振込指定口座は申請者の名義に限ります。

※振込指定口座の通帳等の写しを添付してください。

勤務証明書

当申請者は、令和3年1月8日から令和3年3月31日までの間、当事業所の従事者等であり、かつ、当該期間において、通算して10日以上勤務していたことを証明します。

事業所名

代表者氏名

印

様式第2号（第6条関係）

富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました富士見市介護保険施設等従事者慰労金については、下記のとおり決定したので、富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 給付決定

- (1) 交付決定額 円
(2) 支払方法 口座振込
(3) 振込予定日 年 月 日

2 却 下

(理由)